

## 役員及び評議員、評議員選任・解任委員の 報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 KTK 福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員報酬と役員並びに評議員及び評議員選任・解任委員等の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- 2 理事長については、月に5日以上勤務、若しくは電話、電子メール等を活用して常に業務掌握、決裁、指示、交渉等を行った場合に別表1のとおり支給する。
- 3 副理事長については、月に5日以上勤務、若しくは、電話、電子メール等を活用して常に業務掌握、決裁、指示、交渉等を行った場合に別表1のとおり支給する。
- 4 常勤役員（常務理事、理事）で当法人の職員をかねるものについての役員報酬は支払わない。
- 5 非常勤役員（理事、監事）は、理事会等本法人業務への出席（テレビ会議等での参加、決議省略の場合を含む）の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で別表2のとおり支給する。
- 6 評議員は、評議員会への出席（テレビ会議等での参加、決議省略の場合を含む）の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で別表3のとおり支給する

### (報酬等の額及び支給日等)

第3条 この法人の役員に対する報酬の額及び支給日等は、次に掲げる事項による。

- 2 非常勤役員報酬の額については、別表1に定める額とする。
- 3 常勤役員報酬は、月次報酬とする。
- 4 費用弁償以外の交通費は支給しないものとする。
- 5 非常勤役員（理事、監事）の報酬の額については、別表2に定める額とする。
- 6 非常勤役員（理事、監事）の報酬は日額とする。
- 7 評議員の報酬の額については、別表3に定める額とする。
- 8 議員の報酬は日額とする。
- 4 報酬の支給方法支給日は、法人職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

### (費用弁償の額)

第4条 役員等には、理事会・評議員会、評議員選任・解任委員会及び監事監査、入札選定委員会等の理事長が承認した法人業務の執行による費用弁償は別表4のとおり支給する。

**(費用弁償の支給日)**

第5条 費用弁償の支給日は第4条による支払い事由の発生した日とする。

**(交通費)**

第6条 役員等が、法人の業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程を準用する。

**(退職手当)**

第6条 役員等には退職手当を支給しないものとする。当法人の役員をかねるものについては、別に定める職員の退職金規程を準用する。

**(公表)**

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改廃)**

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

**(補足)**

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

**附 則**

この規程は平成30年2月1日(議決日 平成30年1月31日平成29年度第4回評議員会)から施行する。

この規程は平成30年4月1日(議決日 平成30年3月28日平成29年度第5回評議員会)から施行する。

この規程は令和元年10月1日(議決日 令和元年9月26日令和元年度第2回評議員会)から施行する。

この規程は令和2年4月1日 (議決日 令和2年3月18日令和元年度第5回評議員会)から施行する。

この規程は令和2年9月1日 (議決日 令和2年8月28日令和2年度第2回評議員会)から施行する。

この規程は令和3年5月1日 (議決日 令和3年6月3日令和3年度第2回評議員会)から施行する。

この規程は令和4年1月1日（追認議決 令和4年3月30日令和3年度第9回評議員会）から施行する。

別表1

区分	月額（円）
理事長	800,000 円
副理事長	400,000 円

別表2

区分	報酬日額	
理事	出席・テレビ会議等 での参加	6 0 0 0 円
	決議省略	4 0 0 0 円
監事	出席・テレビ会議等 での参加	6 0 0 0 円
	決議省略	4 0 0 0 円

別表3

区分	報酬日額	
評議員	出席・テレビ会議等 での参加	6000 円
	決議省略	4000 円

別表4

区分	日額（円）	備考
理事	5,000 円	栗原市外在住の役員及び評議員並び に評議員選任解任委員に支給する。
監事	5,000 円	
評議員	5,000 円	
評議員選任解任委員	5,000 円	